

| さいたま市 西区選挙管理委員会 告示番号 | さいたま市西区選挙管理委員会告示名 | 公布年月日 |
|------------------------------|---------------------------------|-----------|
| さいたま市 西区選挙管理委員会 告示第32号 | さいたま市西区の投票区及びその区域の一部 を改正する告示 | 令和4年11月1日 |

さいたま市西区選挙管理委員会告示第32号

さいたま市西区の投票区及びその区域（平成28年さいたま市西区選挙管理委員会告示第10号）の一部を次のように改正する。

令和4年11月1日

さいたま市西区選挙管理委員会
委員長 見村吉一

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | | 改正前 | |
|-------|---|-------|--|
| [略] | | [略] | |
| 投票区 | 投票区域 | 投票区 | 投票区域 |
| 第1投票区 | 大字指扇 4498 番地から末番地まで、大字指扇領別所 511 番地から末番地まで、 <u>大字宝来 1 番地から 1377 番地まで、</u> 大字宝来 1805 番地から 2172 番地まで、 <u>大字峰岸、</u> 大字指扇領辻 1 番地から 213 番地まで、 <u>大字指扇領辻 262 番地から末番地まで、</u> 大字中釘 2379 番地から末番地まで、 <u>大字高木 1852 番地から 1872 番地まで、</u> 大字清河寺 1519 番地から末番地まで、 <u>大字内野本郷 1136 番地から末番地まで及び</u> 大字西新井 559 番地から末番地まで | 第1投票区 | 大字指扇 4498 番地から末番地まで、大字指扇領別所 511 番地から末番地まで、 <u>大字宝来 1 番地から 1377 番地まで、</u> 大字宝来 1805 番地から 2172 番地まで、 <u>大字峰岸、</u> 大字指扇領辻 1 番地から 213 番地まで、 <u>大字指扇領辻 262 番地から末番地まで、</u> 大字中釘 2379 番地から末番地まで、 <u>大字高木 1853 番地から末番地まで、</u> 大字清河寺 1519 番地から末番地まで、 <u>大字内野本郷 1136 番地から末番地まで及び</u> 大字西新井 559 番地から末番地まで |
| 第2投票区 | 大字指扇領辻 214 番地から 261 番地まで、 <u>大字中釘 1 番地から 2312 番地まで、</u> 大字中釘 2373 番地から 2378 番地まで、 <u>大字高木 561 番地から 697 番地まで、</u> 大字高木 880 番地から 946 番地まで、 <u>大字高木 1126 番地から 1851 番地まで、</u> 大字高木 2000 番地から 2158 番地まで、 <u>大字平</u> | 第2投票区 | 大字指扇領辻 214 番地から 261 番地まで、 <u>大字中釘 1 番地から 2312 番地まで、</u> 大字中釘 2373 番地から 2378 番地まで、 <u>大字高木 561 番地から 697 番地まで、</u> 大字高木 880 番地から 946 番地まで、 <u>大字高木 1126 番地から 1852 番地まで、</u> 大字平方領々家、 <u>大字上野本郷、</u> 西大宮 2 丁目 |

| | | | |
|-----|--|-----|--|
| | 方領々家、大字上野本郷、 西大宮 2 丁目 18 番地から 末番地まで、西大宮 3 丁目 32 番地から 36 番地まで及 び西大宮 4 丁目 18 番地か ら末番地まで | | 18 番地から末番地まで、 西大宮 3 丁目 32 番地から 36 番地まで及び西大宮 4 丁目 18 番地から末番地ま で |
| [略] | | [略] | |
| [略] | | [略] | |

附 則

この告示は、令和 4 年 1 1 月 1 日から施行する。